





控 訴 状

平成21年1月8日

東京高等裁判所 御中

控訴人控訴代理人	弁護士	竹	田	
同	弁護士	川	田	
同	弁護士	木	村 耕 太 郎	
同	弁護士	服	部 謙 太 朗	

〒146-8501

東京都大田区下丸子三丁目30番2号

控 訴 人 キヤノン株式会社

上記代表者代表取締役 内 田 恒 二

〒230-0073

神奈川県横浜市鶴見区獅子ヶ谷二丁目4番5号

控 訴 人

御 手 洗 富 士 夫

〒100-0014

東京都千代田区永田町二丁目14番3号 赤坂東急ビル10階  
竹田綜合法律事務所（送達場所）

電 話 03-3519-2233

FAX 03-3519-2231

上記兩名訴訟代理人	弁護士	竹	田	稔
同	弁護士	川	田	篤
同	弁護士	木	村	耕太郎
同	弁護士	服	部	謙太郎

被 控 訴 人

株 式 会 社 講 談 社

上記代表者代表取締役

野 間 佐 和 子

被 控 訴 人

齋 藤 貴 男

謝罪広告等請求控訴事件

訴訟物の価額 金2億896万7400円

貼用印紙額 金97万500円

上記当事者間の東京地方裁判所平成19年(ワ)第26312号謝罪広告等請求事件について、同裁判所が平成20年12月25日言い渡した判決は一部不服であるので、次のとおり控訴を提起する。

## 第1 原判決の主文

- 1 被告株式会社講談社は、原告キヤノン株式会社に対し、金100万円及びこれに対する平成19年10月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告株式会社講談社は、原告御手洗富士夫に対し、金100万円及びこれに対する平成19年10月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告らのその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、原告らに生じた費用の200分の1及び被告株式会社講談社に生じた費用の100分の1を被告株式会社講談社の負担とし、その余の費用を原告らの負担とする。
- 5 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

## 第2 控訴の趣旨

- 1 原判決主文第1項ないし第4項を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人らは、控訴人キヤノン株式会社に対し、各自金1億円及びこれに対する平成19年10月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人らは、控訴人御手洗富士夫に対し、各自金1億円及びこれに対する平成19年10月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被控訴人らは、別紙1記載の謝罪広告を同記載の掲載条件で、別紙2記載の新聞の各朝刊社会面及び週刊現代に掲載せよ。

5 訴訟費用は第一審、二審とも被控訴人の負担とする。  
との判決及び仮執行の宣言を求める。

第3 控訴の理由

控訴の理由は、追って準備書面において主張する。

附属書類

1	控訴状副本	2通
2	資格証明書	2通
3	訴訟委任状	2通

以上

(別紙1)

## 第1 謝罪文

株式会社講談社及び齋藤貴男は、平成19年10月5日発売の週刊現代10月20日号において、キヤノン株式会社及び同社会長の御手洗富士夫氏が「七三一部隊」と特別な関係があるかのような印象を読者に与える記事を掲載し、同社及び同氏の名誉を著しく毀損し多大なご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

(年月日)

株式会社講談社、齋藤貴男

キヤノン株式会社様、御手洗富士夫様

## 第2 掲載条件

日刊新聞

1 謝罪広告の大きさは、2段横9センチメートルとする。

2 使用活字

(1) 表題

「キヤノン株式会社及び御手洗富士夫氏に対する謝罪広告」という見出しを8ポイントのゴシック体とする。

(2) 謝罪文本文

本文を8ポイントの明朝体とする。

3 (年月日)は謝罪広告掲載の年月日とする。

週刊現代

1 謝罪広告の大きさは、「週刊現代」の本文1頁の全面とする。

2 使用活字

(1) 表題

「キヤノン株式会社及び御手洗富士夫氏に対する謝罪広告」という見出しを30ポイントのゴシック体とする。

(2) 謝罪文本文

本文を16ポイントの明朝体とする。

(別紙2)

掲載新聞社

日本国において発行される

- 1 読売新聞
- 2 朝日新聞
- 3 毎日新聞
- 4 産経新聞
- 5 日本経済新聞

以上、5紙の朝刊